個人情報ファイル簿

四人 日本以フライルで					
個人情報ファイルの 名称	遺失届・拾得物件等情報ファイル				
行政機関等の名称	福岡県警察本部長				
事務担当課等	総務部会計課、福岡県中央警察署、福岡県博多警察署、福岡県東警察署、福岡県南警察署、福岡県東警察署、福岡県南警察署、福岡県東警察署、福岡県西警察署、福岡県和屋警察署、福岡県东像警察署、福岡県筑紫野警察署、福岡県糸島警察署、福岡県宗像警察署、福岡県朝倉警察署、福岡県糸島警察署、福岡県高岡県福岡県海省、福岡県小倉本警察署、福岡県小倉本警察署、福岡県川司警察署、福岡県戸畑警察署、福岡県町司警察署、福岡県東古橋警察署、福岡県東市警察署、福岡県町川警察署、福岡県東京省、福岡県山川警察署、福岡県山川警察署、福岡県の銀、福岡県山川警察署、福岡県小郡警察署、福岡県の第四県の第四県の第四県の第四県の第四県の第四県の第四県の第四県の第四県の第四				
個人情報ファイルの 利用目的	遺失物法(平成 18 年法律第 73 号)に関する事務の適正な 遂行を確保するために利用する。				
記録項目	(遺失届) 1受理番号、2受理方法、3受理日時、4受理警察署、5受理交番等、6取扱職員、7遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8届出者続柄、9届出者氏名、10遺失日時、11遺失場所、12物件(現金・物品)、13遺失者連絡状況、14遺失者連絡日時、15遺失者連絡方法、16処理結果(拾得物件) 1拾得区分、2受理番号、3受理方法、4受理日時、5受理警察署、6受理交番等、7公告の有無、8公告年月日、9取扱職員、10拾得日時、11拾得場所、12拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13届出者続柄、14届出者氏名、15拾得者権利区分、16拾得者氏名等告知同意区分、17施設占有者整理番号、18施設占有者名称・所在地・連絡先、19施設占有者を守行受理日時、20施設占有者権利区分、21施設占有者氏名等告知同意区分、22警察からの返還連絡、23物件(現金・物品)、24保管場所区分、25特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26移送先警察署、27移送年月日、28保管委託年月日、29保管委託先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先、30鑑査依頼年月日、31埋蔵文化財認定年月日、32任意提出年月日、33還付年月日、34遺失者連絡状況、35遺失者判明年月日、36遺失者連絡日時、37遺失者連絡方法、38遺失届受理番号、39遺失者住所・氏名・連絡先、40払出区分、41払出年月日、42払出先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先				
記録範囲	遺失者(届出者) 拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む) 払出先となる者(遺失者を含む)				
記録情報の収集方法 遺失者(届出者)からの提出、遺失者への返還、払出手総 拾得者(届出者・施設占有者を含む)からの提出					

要配慮個人情報の有無			□ 含む	☑ 含まない		
条例要配慮個人情報の 有無			□含む	☑ 含まない		
記録情報の経常的提供 先		☑ 有	□ 無 みび他道府県警察本部			
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地		名 称	福岡県警察本部総	務部総務課情報公開係		
		所在地	福岡市博多区東公	園7番7号		
訂正及び利用停止に関 する他の法令の規定に よる特別の手続等		口 有				
個人情報ファイルの 種別		(電算外 政令第21条	条第2項第1号 D理ファイル) 第7項に該当するファイル	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
行成	·	の提案の真値				
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 ☑ 該当 □ 非該当					
☑ 該当			□ 法第60条第3項第2号非該当			
			□ 法第60条第3項第3号非該当			
※ 以下、該当の場合のみ記載						
	行政機関等匿名加コ 情報の提案を受ける	5 4 17	福岡県警察本部総	務部総務課情報公開係		
組織の名称及び所在 地 行政機関等匿名加工 情報の概要 作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地		所在地	所在地 福岡市博多区東公園7番7号			
			福岡県警察本部総務部総務課情報公開係			
			福岡市博多区東公園	園7番7号		
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	<u> </u>				
備考		_				